

松戸市庁用自動車広告募集要領

1 募集内容

管理番号	内容	広告掲載場所	広告の大きさ (1枚あたり)	広告掲載枚数	広告掲載料 (5台1組10枚分)	募集枠数
1	軽乗用車 (5台1組)	両側後ドア面 (5台分)	縦 30cm 横 50cm	10枚 (2枚×5台)	180,000円以上/年 (月額15,000円以上)	※
2	軽乗用車 (5台1組)	両側後ドア面 (5台分)	縦 30cm 横 50cm	10枚 (2枚×5台)	180,000円以上/年 (月額15,000円以上)	※
3	軽貨物車 (5台1組)	両側後ドア面 (5台分)	縦 30cm 横 50cm	10枚 (2枚×5台)	180,000円以上/年 (月額15,000円以上)	※

(※) 管理番号1・2・3のうち、広告主が決定していないものが募集対象となります。募集対象の空き状況については、本市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

2 募集期間

随時、期間を定めて募集しております。期間の詳細は本市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

3 掲載内容の制限 別紙広告掲載基準によります。

4 申込方法

広告掲載申込書(松戸市広告掲載要綱第1号様式)に必要事項を記載し、申込者の事業内容及び広告内容がわかる原稿案等の書類を添付のうえ、郵送又は来庁のいずれかの方法により提出してください。

郵送の場合：募集期間の最終日必着のこと

持参の場合：下記応募先に持参のこと

松戸市役所 財務部 財産活用課 車両班

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

(同一事業主により、管理番号1・2・3を複数お申込みいただける場合は、管理番号ごとに申込書を提出してください。)

5 決定方法

(1) 申込者の広告内容を審査し、その内容が適切であると認めるときは、当該申込者を掲載者として決定します。なお、同一の広告媒体に複数の応募があった場合は、広告掲載料の高い者を選定し、広告掲載料が同一の場合は抽選とします。

(2) 申込結果については、申込者全員に広告掲載申込結果通知書を送付します。

6 広告掲載料の納入

掲載者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して納入してください。

7 屋外広告物の許可申請

掲載者として決定後、松戸市役所都市計画課（松戸市役所新館 8 階 電話 047-366-7372）で屋外広告物の許可申請手続きをしてください。許可申請手数料は別途掲載者の負担となります。

8 掲載方法

- (1) 広告物の掲載は、ラッピング・フィルム、カットイング・シート等剥離が可能な素材の特殊フィルムを貼付するものとし、車体塗装は行わないでください。
- (2) この特殊フィルムは、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して、車体塗装の剥離が発生しない材質としてください。

9 広告の作成等

- (1) 広告の作成は、掲載者の責任において作成し、その費用は全て掲載者の負担となります。また、公用車への掲載及び撤去についても掲載者の負担及び責任において行ってください。
- (2) 掲載者は、広告の掲載及び撤去を行うときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう日程、工程を市と協議してください。また施工の際は市の指示に従ってください。
- (3) 広告物の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は、破損したときは、当該広告掲載者が経費を負担して現状回復してください。

10 広告物の修復

- (1) 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告物が毀損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行います。
- (2) 経年に起因する広告物の色あせなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象となりません。

11 掲載期間

- (1) 広告掲載期間は 1 年間とします。
- (2) 広告掲載期間の開始日および終了日は協議の上決定します。広告掲載申込書には、広告物の作成期間や千葉県屋外広告物条例に基づく申請から許可までの期間を踏まえて掲載希望期間を設定してください。

12 還付

既に納付された広告掲載料は、還付しないものとします。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではありません。

(応募、問い合わせ先) 松戸市役所 財務部 財産活用課

所在地 〒271-8588 松戸市根本 387-5

電話 047-366-7316 FAX 047-366-1160

Eメール mczaisan@city.matsudo.chiba.jp